

山口県報

平成27年
11月6日
(金曜日)

目次

- 告示
解除予定保安林(周南市)(森林整備課).....一
公有水面の埋立ての免許の出願(港湾課).....一
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....三
公共測量の実施(監理課).....三
指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施(建築指導課).....三
- 教委規則
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則.....五
山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則.....七
- 公安委告示
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催.....七
- 雑報
争議行為の通知.....八



山口県告示第四百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十七年十一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

周南市大字高瀬宇登り尾二二五八・二二五九の一・二二六〇の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成二十七年十一月六日から同月二十六日までの間、山口県土木建築部港湾課、山口県周南港湾管理事務所及び下松市建設部土木課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年十一月六日

徳山下松港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

下松市大字笠戸島字大松ヶ浦七三六の二から同大字字江ノ浦七〇八の九に至る土地の地先公有水面

2 第二区

下松市大字笠戸島字江ノ浦七〇八の九から同字七〇八の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から3の地点までを順次結んだ線、3の地点と4の地点を結ぶ昭和四十八年二月九日付け指令港湾第九九六号でしゅん功認可された埋立地(以下

「昭和四十八年埋立地」という。)と公有水面との境界線(D. L. 十三・六〇メートル)及び1の地点と4の地点を結ぶ平成二十七年春分の満潮位(D. L. 十三・五二メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の5の地点と6の地点を結んだ線、6の地点と7の地点を結ぶ昭和三十八年十一月五日付け指令港湾第一四一九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. 十三・五〇メートル)、7の地点と8の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び5の地点と8の地点を結ぶ昭和四十八年埋立地と公有水面との境界線(D. L. 十三・六〇メートル)に囲まれた区域

1の地点 下松市大字笠戸島字笠戸島の白浜山三等三角点(北緯三三度五七分二四・九五〇秒東経一三二度五十一分一九・二七〇秒)(以下「基準点」という。)

- 2の地点 1の地点から九四度三八分〇九秒一三九・三〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から四度三八分〇九秒四九・六四メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一六三度〇〇分三三秒八六・二八メートルの地点
- 5の地点 基準点から二二一度三〇分二四秒八四六・七五メートルの地点
- 6の地点 5の地点から九八度〇四分三六秒三二・七三メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一九八度三八分〇六秒三三・〇七メートルの地点
- 8の地点 7の地点から三二八度五六分〇四秒三六・一六メートルの地点

(三) 面積

1 第一区

七、五七九・五六平方メートル

2 第二区

九一八・九二平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

1 第一区

下松市大字笠戸島字大松ケ浦七三六の一、七三六の二及び七六五の一、同大字東繁昌七二二、同大字字江ノ浦七〇八及び七〇八の九並びに同大字字船隠三二二の二地内並びに同大字字大松ケ浦七六五の一から同大字字江ノ浦七〇八の九に至る土地の地先公有水面

2 第二区

下松市大字笠戸島字江ノ浦七〇八、七〇八の一、七〇八の九及び七〇八の一

地内並びに同字七〇八の九から同字七〇八の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の①の地点から⑬の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結んだ線に囲まれた区域

2 第二区

次の⑱の地点から⑳の地点までを順次結んだ線及び⑱の地点と㉔の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から二五六度五四分二〇秒一、〇七六・二二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一〇九度〇七分三一秒二七七・九二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から九一度〇四分二一秒二二・八七メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一八四度二五分二七秒一九八・四八メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一六二度〇九分二七秒五〇・五三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一八二度五五分三秒一三・八八メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から九六度一九分四九秒四四・一九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一八三度二四分五六秒三七・八三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から九三度五六分三三秒三三・二二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一八四度一九分五二秒一四三・三九メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二八一度五四分二秒二六・七〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二七五度三九分二秒二四・三九メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三〇二度二〇分〇七秒二五・八六メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二九五度一五分一秒八七・八四メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三三七度〇九分〇三秒一〇・九四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二七六度三八分三一秒三六・六一メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二九六度〇六分三秒七三・六四メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から三〇四度五三分一五秒一一・八・五七メートルの地点
- ⑲の地点 基準点から二四一度四五分三〇秒七五・一・五七メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一四四度二三分一秒一四五・四九メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から二〇五度四三分五八秒九六・一六メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から二六九度四四分二秒一九・三五メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から二〇四度一九分二六秒四・九四メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から二七五度一四分五〇秒三一・九〇メートルの地点

(三) 面積

1 第一区

一一九、六〇五・三〇平方メートル
2 第二区

三 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

四 出願人

下松市大字笠戸島二九番地二二〇

株式会社新笠戸ドック

代表取締役社長 檜垣 幸人

五 出願の年月日

平成二十七年十月二十一日



(三二六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十七年十二月十四までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人青い芽会

代表者の氏名 三戸 信代

主たる事務所の所在地 宇部市大字東岐波四〇〇四番地の二

(三二七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年十一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

下関市及び長門市

三 作業の期間

平成二十七年八月二十九日から平成二十八年三月三十一日まで

(三二八) 指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に次のとおり構造計算適合性判定を行わせることとしました。

平成二十七年十一月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

二 業務区域

山口県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

大阪府中央区南本町一丁目七番一五号

四 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る判定

- (一) 延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物(二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合において、当該建築物の部分。)
- (二) 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号口の基準による構造計算等を行った建築物
- (三) その他知事が必要と認めるもの

五 業務の開始の日
平成二十七年十一月一日

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター 東京都新宿区新宿一丁目八番一号

二 業務区域
山口県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都新宿区新宿一丁目八番一号

仙台市青葉区本町二丁目一〇番二八号

福島県郡山市中町一一番五号

さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

横浜市西区北幸二丁目三番一九号

長野市南県町一〇八二番地

名古屋市中区栄四丁目一四番二号

島根県松江市中原町六番地

岡山市北区内山下一丁目三番一九号

広島市中区八丁堀一五番六号

愛媛県松山市三番町七丁目一三番二二号

佐賀市駅前中央一丁目九番三八号

長崎市万才町三番四号

宮崎市川原町五番一〇号

鹿児島市西千石町一一番二一号

沖縄県浦添市牧港五丁目六番八号

四 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次のいずれかに該当する建築物に係る判定

(一) 延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物(二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合において、当該建築物の部分。)

(二) 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号口の基準による構造計算等を行った建築物

五 (三) その他知事が必要と認めるもの
業務の開始の日

平成二十七年十一月一日

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社東京建築検査機構 東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

二 業務区域
山口県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

名古屋市中区錦三丁目七番九号

四 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次のいずれかに該当する建築物に係る判定

(一) 延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物(二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合において、当該建築物の部分。)

(二) 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号口の基準による構造計算等を行った建築物

五 (三) その他知事が必要と認めるもの
業務の開始の日

平成二十七年十一月一日

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人ベターリビング 東京都千代田区富士見二丁目七番二号

二 業務区域
山口県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区富士見二丁目七番二号

四 行わせることとした構造計算適合性判定の業務
次のいずれかに該当する建築物に係る判定

(一) 延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物(二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合において、当該建築物の部分。)

(二) 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号口の基準による構造計算等を行った建

建築物

- (三) その他知事が必要と認めるもの
業務の開始の日
平成二十七年十一月一日

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

日本建築検査協会株式会社 東京都中央区日本橋三丁目三番一―号

二 業務区域

山口県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都中央区日本橋三丁目三番一―号

四 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る判定

- (一) 延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物(二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合において、当該建築物の部分。)
- (二) 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号口の基準による構造計算等を行った建築物

- (三) その他知事が必要と認めるもの

五 業務の開始の日

平成二十七年十一月一日

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社グッド・アイス建築検査機構 東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号

二 業務区域

山口県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都新宿区百人町二丁目一六番一五号

四 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

次のいずれかに該当する建築物に係る判定

- (一) 延べ面積が三、〇〇〇平方メートルを超える建築物(二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合に

おいては、当該建築物の部分。)

- (二) 建築基準法施行令第八十一条第二項第一号口の基準による構造計算等を行った建築物
- (三) その他知事が必要と認めるもの

五 業務の開始の日

平成二十七年十一月一日



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月六日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十五号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十一年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立岩国高等学校の項中

30	30
----	----

を

30	25
----	----

に改め、同表山口

県立高森高等学校の項中「120」を「105」に改め、同表山口県立田布施農工高等学校の項中「40」を「35」に改め、同表山口県立熊毛北高等学校の項中「40」を「35」に改

め、同表山口県立徳山高等学校の項中

40	40
----	----

を

40	30
----	----

に改め、同表山口県立新

南陽高等学校の項中「160」を「145」に改め、同表山口県立防府西高等学校の項中「140」を「160」に改め、同表山口県立西京高等学校の項中「160」を「200」に改め、同表山口県立小野田工業高等学校の項を次のように改める。

山口県立小野田工業高等学校	山陽小野田市本	機械科	3	40	夜	機械科 ³ 又は ⁴	40											全日制課程情報科学科は、平成28年度から生徒募集を停止する。
		情報科学科	3	—														
		電子情報科	3	40														
		化学工業科	3	40														

別表の1の表山口県立豊浦高等学校の項中「200」を「180」に改め、同表山口県立大関高等学校の項中「160」を「140」に改め、同表山口県立豊浦高等学校の項中「80」を「70」に改め、同表山口県立大関中央工業高等学校の項及び山口県立大関工業高等学校の項を次のように改める。

山口県立大関中央工業高等学校	大 関 市本	機械・造船科	3	—	夜	機械科 ³ 又は ⁴	—												全日制課程機械・造船科、建築科、土木科及び化学工業科は、平成28年度から生徒募集を停止する。
		建築科	3	—															
		土木科	3	—															
		化学工業科	3	—															
山口県立大関工業高等学校	大 関 市本	機械科	3	—	夜	機械科 ³ 又は ⁴	—												全日制課程機械科、電気科及び電子科並びに臨時制課程機械科は、平成28年度から生徒募集を停止する。
		電気科	3	—															
		電子科	3	—															

別表の1の表山口県立大関工業高等学校の項に次のように加える。

山口県立大関工業高等学校	大 関 市本	機械工学科	3	80	夜	機械科 ³ 又は ⁴	40												
		電気工学科	3	70															
		建設工学科	3	40															
		応用化学工業科	3	35															

別表の1の表山口県立大津線洋高等学校の項中「120」を「90」に、「30」を「25」に改め、同表山口県立奈古高等学校の項を次のように改める。

山口県立奈古高等学校	阿武郡阿武町本	普通科	3	—															全日制課程普通科及び生物資源科学科は、平成28年度から生徒募集を停止する。
		生物資源科学科	3	—															

別表の2の表山口県立高森みどり中学校の項中「40」を「50」に改め、別表の3の表

山口県立大関中等教育学校の項中「6」を「120」を「6」/「105」に改める。

附則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十一月六日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十六号

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「高等学校」を、「この条から第四条までにおいて、高等学校」に改め、「（以下「学区」という。）」を削る。

第二条を次のように改める。

（通学区域）

第二条 高等学校の通学区域は、山口県の区域とする。

第三条第一項中「学区（以下「所属学区」という。）」を「通学区域」に改め、同項ただし書及び同条第二項から第五項までを削る。

第四条を次のように改める。

（入学志願の特例）

第四条 特別な事情により他の都道府県から高等学校に入学を志願することが適当であると認められる者で教育長の承認を受けたものは、前条の規定にかかわらず、高等学校に入学を志願することができる。

第五条中「所属学区外高等学校入学志願承認申請書」を「山口県立高等学校入学志願承認申請書」に、「次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に」を「次に」に改め、同条各号を次のように改める。

一 証明書（別記第二号様式）

二 前号に掲げるもののほか、教育長が必要があると認める書類

第六条の見出しを「（山口県立高等学校入学志願の承認）」に改める。

第七条中「所属学区外高等学校入学志願承認申請書」を「山口県立高等学校入学志願承認申請書」に改め、「（公立中学校以外の中学校及び県外の中学校を除く。）」を削る。

別表第一から別表第三までを削る。

別記第一号様式（その一）から同様式（その三）までを削り、同様式（その四）中「（他の都道府県から入学を志願する場合）」を削り、「所属学区外高等学校入学志願承認申請書」を「山口県立高等学校入学志願承認申請書」に、「所属学区外の高等学校」を「山口県立高等学校」に改め、同様式（その四）を同様式とする。

別記第二号様式を削る。

別記第三号様式中「味丹

を「味丹、山口川の両外」に改め、同様式を別記第二号様式とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日以後に入学する者について適用し、平成二十八年三月三十一日に在学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。



山口県公安委員会告示第五十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

平成二十七年十一月六日

山口県公安委員会

一 講習会の受講対象者

（一）初心者講習会

法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者

（二）経験者講習会

法第七条の三第一項の規定による許可の更新を受けようとする者

二 講習会開催の日時及び場所

（一）初心者講習会

平成二十七年十一月六日印刷
平成二十七年十一月六日発行

発行人所

山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番

開催の日時	開催の場所
平成二八 一、二五 午後一時 二、二四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 三、二五 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 四、二六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 五、二七 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 六、二八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 七、二九 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 八、三〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 九、三一 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、三二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 一、三三 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 二、三四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 三、三五 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 四、三六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 五、三七 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 六、三八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 七、三九 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 八、四〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 九、四一 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、四二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 一、四三 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 二、四四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 三、四五 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 四、四六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 五、四七 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 六、四八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 七、四九 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 八、五〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 九、五一 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、五二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇	山口県警察本部 山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番 山口県警察本部 山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番 山口県警察本部 山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番

(二) 経験者講習会

平成二八
四、七 午後一時
六、九 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
八、四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
一〇、八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
一二、二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
一四、六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
一六、〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
一八、四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
二〇、八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
二二、二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
二四、六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
二六、〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
二八、四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
三〇、八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
三二、二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
三四、六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
三六、〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
三八、四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
四〇、八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
四二、二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
四四、六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
四六、〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
四八、四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
五〇、八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
五二、二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
五四、六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
五六、〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
五八、四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
六〇、八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
六二、二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
六四、六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
六六、〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
六八、四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
七〇、八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
七二、二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
七四、六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
七六、〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
七八、四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
八〇、八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
八二、二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
八四、六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
八六、〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
八八、四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
九〇、八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
九二、二 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
九四、六 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
九六、〇 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
九八、四 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇
一〇〇、八 〇、二〇 〇、二〇 〇、二〇

山口県警察本部

山口県警察本部

山口県警察本部

山口県警察本部

山口県警察本部

山口県警察本部

山口県警察本部

山口県警察本部

九、六〇
二、八〇

山口県知事 村岡 嗣政

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十七年十一月六日

争議行為の通知

一 事件
 (一) 年末一時金の要求に関する件
 (二) 諸手当の改善の要求に関する件
 (三) 労働条件の改善の要求に関する件
 (四) 増員の要求に関する件

二 日時
 平成二十七年十一月九日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所
 総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要
 あらゆる形の争議行為を実施する。